

教 育 委 員 会 会 議

日時 平成30年4月26日(木)

午後3時30分

場所 教育委員会室

< 次 第 >

1 開 会

2 議 事

議案第35号 さいたま市就学支援委員会委員の委嘱及び任命について[非公開案件]

議案第36号 行政情報一部開示決定に係る審査請求について[非公開案件]

議案第37号 行政情報一部開示決定に係る審査請求について[非公開案件]

3 そ の 他

(1) 市長と教育委員会との地方自治法第180条の2及び第180条の7の規定に基づく協議の一部を改正する協議の回答について

(2) 市長と教育委員会との地方公務員法第23条の2の規定に基づく協議の回答について

4 閉 会

その他

市長と教育委員会との地方自治法第180条の2及び第180条の7の規定に基づく協議の一部を改正する協議の回答について

市長と教育委員会との地方自治法第180条の2及び第180条の7の規定に基づく協議の一部を改正する協議の回答を、別紙のとおり報告する。

平成30年4月26日提出

さいたま市教育委員会
教育長 細田 眞由美



総総総 第3852号
平成30年3月27日

さいたま市教育委員会 様

さいたま市長 清水 勇人



市長と教育委員会との地方自治法第180条の2及び第180条の7
の規定に基づく協議の一部を改正する協議について (回答)

平成30年3月23日付け教管教総第3925号で協議のありました標記の
件について同意します。

担当

総務局総務部総務課

担当：野田

内線：2313





教管教総第3925号
平成30年3月23日

さいたま市長 清水 勇人 様

さいたま市教育委員会



市長と教育委員会との地方自治法第180条の2及び第180条の7の規定に基づく協議の一部を改正する協議について

市長と教育委員会との地方自治法第180条の2及び第180条の7の規定に基づく協議（平成13年5月1日合意）の一部を改正することについて、別紙のとおり協議します。

担当 教育総務課 小高
3913（内線）

別紙

市長と教育委員会との地方自治法第180条の2及び第180条の7の規定に基づく協議の一部を改正する協議

市長と教育委員会との地方自治法第180条の2及び第180条の7の規定に基づく協議（平成13年5月1日合意）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(教育委員会への委理事務) 1 市長は、次に掲げる事務を教育委員会に委任する。 (1)・(2) [略] (3) [略] (4) [略] (5) [略] (6) [略] (7) [略] (8) [略] (9) [略] (10) [略] (11) [略]	(教育委員会への委理事務) 1 市長は、次に掲げる事務を教育委員会に委任する。 (1)・(2) [略] (3) <u>さいたま市立幼児教育センター及び附属幼稚園条例（平成13年さいたま市条例第117号）第7条の規定により保育料を減額し、又は免除すること。</u> (4) [略] (5) [略] (6) [略] (7) [略] (8) [略] (9) [略] (10) [略] (11) [略] (12) [略]

附 則

この協議は、平成30年4月1日から効力を生じるものとする。

その他

市長と教育委員会との地方公務員法第23条の2の規定に基づく協議の回答について

地方公務員法第23条の2の規定に基づく、市長との協議の回答を別紙のとおり報告する。

平成30年4月26日提出

さいたま市教育委員会
教育長 細田 眞由美

写

総人第4445号
平成30年3月30日

さいたま市教育委員会 様

さいたま市長 清水 勇人



人事評価に関する要綱の協議について（回答）

平成30年3月22日付けで協議のありました標記のことについては、同意します。

総務局人事部人事課制度係

担当 高橋





平成30年3月22日

さいたま市長 様

さいたま市教育委員会



人事評価に関する要綱の協議について

地方公務員法第23条の2の規定に基づき、別紙のとおり協議します。

別紙

さいたま市教育委員会職員の人事評価に関する要綱の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
別表第6（第7条関係） 小・中・特別支援学校 に勤務する職員 [略]	別表第6（第7条関係） 小・中・特別支援学校 ・ <u>幼稚園</u> に勤務する職員 [略]

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。